

が向上すれば上がる、これが基本的な考え方だらうと思ふんですね。そうであれば、国会がどうなっている云々を議論する前に、自分の企業の収益力が上がるよう経営者が努力したりやいいじゃないか、そういう努力をちゃんとやるのが株価を上げる本来の筋であって、それを、いかにも何か国会がサボっているからだというようなことを日本トップの経営者が言うのは甚だ問題がある、私はそう思っています。

私どもは何も財界の下請機関じゃない、そんなことで左右されようと思つてない。そんなことで左の右の後に出てきたものですから、ちょっと感想だけお聞きしたいんです。きのうの日本経済新聞の「企業新世紀」というコラムに、野村総研の渡辺企業経営研究室長は、もう今やグループとして経営を考えるというのは時代おくれなんだ、つまり、分社化とか子会社をつくってやるというのが必ずしもその企業の収益率を上げるというようには決まっていないんですよ、むしろもうそんなものはやめて離しゃった方がいいんだという意見を言つているんですね。彼の発言をそのまま引用しますと、「親が子に付加価値を付ける能力を失えば、組織は分割に向かうのが自然」日本の持ち株会社ブームは逆行している、首をかしげているという記事が載つていて、なるほどなどいう氣もしたわけあります。

持ち株会社化、分社化というのはもう時代おくれだ、そういう思想もあるようありますけれども、どうですか。細川政府委員 商法は企業の組織に関する制度を定めているわけでございまして、これは一種の道具、ツールでございます。したがいまして、こ

れを利用してどのような経営を行なうかは、具体的には経営者なり株主に判断がゆだねられているわけでございます。それぞれの企業によって状況が異なりましようから、それを勘案した上で、持ち株会社化あるいは分社化が必要だと考へるところ

は、そうすればよろしいわけでして、その点は商法は、どちらがよいとか、そういうふうに言つていいわけではございません。最終的には経営者と株主の判断によるべきものであると考えております。

○山本(幸)委員 おっしゃるとおりだと思います。まさに商法の体系というのは、使いやすくて、それがやはり経営者が、しっかりと企業経営を必死の努力でやつもらつて、その意味で、私は、こういうことはあり得ないんです。だから、私は、やはり経営者が暴騰するとかそんなことはあり得ない。

○山田政府委員 お答えいたします。

正によりまして、事業支配力の過度集中にならない持ち株会社ということは認められるということになつたわけでございます。改正法によりまして、この持ち株会社が設立あるいは転化された場合につきましては、事業報告ということで届け出がなされることになつております。平成十年度に二件の報告があつたわけでございます。

御質問の、どのように評価しているかという点につきましては、今御審議いただいております株式交換、株式移転制度など、持ち株会社の活用を容易にするための施策が検討されておりまして、これらの諸制度の整備とともに、今後、持ち株会社を活用する企業もふえてくるのではないか、このように考えておるところでございます。

○山本(幸)委員 そういうふうにふえてくるのは結構ですが、私は、公正取引委員会はやはりこれから自由化あるいは規制緩和というのが進みますと、むしろその役割はさらに大きくなる。特に、自由な競争あるいは公正な取引ということが確保されることは、ある意味でいうと、このような商法の改正によつていろいろな柔軟性が増す、あるいは、規制緩和が行われるということを最終的に担保する意味での重要性が増すというように考えているんですね。その意味では、公正取引委員会には、そういうことを踏まえた上で、日本の産業の公正な競争、公正な取引というものがしっかりと行われるように監視してもらいたい、この点は非常に重要な点でありますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

そこで、ちょっと話をえますが、この持ち株会社制度というのは、ある意味で戦後の日本の会社制度、企業制度を大きく転換した一環にあるわけですね。つまり、独禁法との関係で大きな転換をした、その中身を充実させるといふところにあります。

そこで、ちょっと個別の話になりますが、不公平取引という観点で、実は最近大変気になる、問題となるケースが新聞報道されました。

これは、六月十日の日経の夕刊に大きく出たんで、容易にできるようになるということについて、公正取引委員会とおおむね同じ見方でございました。これは、大阪の大東市の薬のアンプルをつくって西日本に代理店を一つ持つて、東日本と西日本に一つずつ代理店を持つて、それぞれに独立して代理店契約を結んで特殊ガラスの原材料を供給してもらって、それを代理店として他のアンプルメーカーに流すという形態になっているわけですね。

そのアンプルメーカーの一つがナイガイという会社でありますけれども、このナイガイがニッショードを通じて日本電気硝子から原材料を仕入れて、そして、ナイガイのグループ会社でつくって製薬会社に薬のアンプルとして供給する。薬のアンプルの市場というのは全国で七十億円ぐらいあるんですけども、ナイガイというのはその最大手ですね。

ところが、ナイガイは、九三年から九四年にかけて海外から原材料を輸入しようということを始めました。一つだけしか原材料の供給先がないということは、阪神大震災のときにも若干影響が出たようありますけれども、そういうことを考えたうえでありますけれども、そういうことを考えると、やはり薬という人の生命に直結するようなものをつくるわけですから、これは危機管理という面からもできるだけ多様化した供給体制をつくった方がいいということで、海外からの輸入を始めたわけですね。試験的に始めた。

ところが、途端に日本電気硝子とニッショードは、その試みに対しても、とんでもない、輸入をやめなればいろいろ妨害をしますよといふことを言って、いろいろやりとりがあつたんで

すが、結局ナイガイは、そういう輸入阻止の提案について、九四年に最終的に拒否した。

そうすると、阪神大震災が起った九五年の、

突然価格を大幅に引き上げた。ナイガイに対し

だけ価格を引き上げて、現金決済じゃないとだめ

ですよというような懲罰的な内容の取引を通告し

てきた。これはとても大変だということで、ナイ

ガイは弁護士さんと相談している仲もやつ

てもらったりしたようありますが、どうしても

日本電気硝子、ニッショ一は、とにかく輸入をや

めなければそれはやめない、そういうことで懲罰

的取引を強要してきた。

そこで、ナイガイは、その超過価格分について

は債務不存在の提訴をやりまして、これはことし

の三月の末に勝訴するわけあります。しかし、

同時にニッショ一は、それでも細々とその生地管

を納入していたのですけれども、三月の末から一

切ナイガイに対する生地管の出荷を停止した。そ

こで、仮処分の執行を申し立て、それも認めら

れて、生地管をとりに行くのですが、予定してい

た割合しかない。当初は、とりに行つたと

きに電気を消してなかなか協力的でなかつたとい

うようなこともあります。それでも何とか裁判

所の協力を得て、十分の一程度は生地管を手に入

れているのです。しかし、九百トンのうち百トン

は、こうのことを見て、これは一体何だと

と。私たちは、規制緩和とか市場開放とかいろいろな努力をしてきました。そして私は、毎年アメリカに行って、委員長と一緒に行か

的に、そんなことはない、日本は最もオープンな市場である、譲解が多いというようなことを主張してやり返してきたのであります。ところが、こゝを見ると愕然としてしまう。今まで自信を持って、日本の市場はオープンだ、日本の企業競争はしっかりとした公取も目を光させて、ちゃんとやってると言つてきたんだけれども、とてもそんなことじゃないじゃないか。どうもありがとうございます。どうもありがとうございました。

○杉浦委員長 次に、達増拓也君。

○達増委員 きょうも商法改正、持ち株会社をつ

くりやすくするための株式交換制度等の法改正が

テーマなわけでありますけれども、主要な論点に

のところに対しては一切原料を供給しませんよ

と。当初は価格をつり上げて、それから今度は実

際にはやめて、裁判所の命令に対してもいろいろな

輸入を決して許さない、輸入をすれば、あなた

のところに対しては一切原料を供給しませんよ

と。当初は価格をつり上げて、それから今度は実

際にはやめて、裁判所の命令に対してもいろいろな

輸入を決して許さない、輸入をすれば、あなた

のところに対しては一切原料を供給しませんよ

と。当初は価格をつり上げて、それから今度は実

ころでござります。

○山本(幸)委員 この点はぜひフォローしていただきたいと思いますので、しっかりとやつていただきたい、そのことをお願いして、私の質問を終わら

ます。どうもありがとうございました。

○杉浦委員長 次に、達増拓也君。

○達増委員 きょうも商法改正、持ち株会社をつ

くりやすくするための株式交換制度等の法改正が

テーマなわけでありますけれども、主要な論点に

のところに対しては一切原料を供給しませんよ

と。当初は価格をつり上げて、それから今度は実

際にはやめて、裁判所の命令に対してもいろいろな

輸入を決して許さない、輸入をすれば、あなた

のところに対しては一切原料を供給しませんよ

と。当初は価格をつり上げて、それから今度は実

際にはやめて、裁判所の命令に対してもいろいろな

輸入を決して許さない、輸入をすれば、あなた

のところに対しては一切原料を供給しませんよ

と。当初は価格をつり上げて、それから今度は実

際にはやめて、裁判所の命令に対してもいろいろな

輸入を決して許さない、輸入をすれば、あなた

のところに対しては一切原料を供給しませんよ

と。当初は価格をつり上げて、それから今度は実

際にはやめて、裁判所の命令に対してもいろいろな

輸入を決して許さない、輸入をすれば、あなた

のところに対しては一切原料を供給しませんよ

と。当初は価格をつり上げて、それから今度は実

際にはやめて、裁判所の命令に対してもいろいろな

改革であります。証券取引法の方で子会社について支配力基準を導入したことによりまして、株式保有が過半数に達していないくとも、一定の要件を備えていれば、証券取引法上、親会社と子会社の関係になるということになつたわけでありますけれども、商法の方は「百十一條ノ二」で、「発行済株式ノ総数ノ過半數ニ当ル株式又ハ他ノ有限会社ノ資本ノ過半ニ当ル出資口数」という形式的な定義を子会社についてしてあるわけでありますけれども、この点、矛盾は生じないのでしょうか。

思えば今国会、法務委員会は、司法制度改革と

いうのが一つ大きいテーマになります。時間をかけて審議会をつくるための法案を成立させたわ

けでありますけれども、今回の商法改正も、いわば企業経営の近代化といいますか現代化といいま

すか、時代に合わせた企業経営、それをさらに円滑に進めるための商法の特に会社法部分の制度改

革、そういう意義を有しているのだと思います。

企業を取り巻くさまざまな最近の大きな変化、特に金融ビッグバンによりまして、金融市場、こ

れは証券市場も含めまして、非常に国際的に大き

い変化が生じている。そういう中で、大競争時代に勝ち残っていくために、制度面においてもさま

ざまな改革をしていかなければならない。それで、証券取引法の分野においてはいわゆるグローバルスタンダードに合わせたような証券市場のあり方、また企業会計のあり方、かなりそうした制度改革が進んでいるわけであります。

そうしますと、そういう会社の株式のあり方や

投資家に投資情報を提供することを目的としている。そういうことから、ディスクロージャーの透

明性が高められるように、親子会社の範囲につい

て支配力基準を採用したものと理解しております。

一方、商法は、公開会社のみならず非公開会社

を含むすべての会社を対象として、自己株式取得の弊害防止の趣旨から先ほど御指摘があつた条文

ができておりまして、これに対する違反について

は百万円以下の過料に処するということになつて

おります。さらに、株式の持ち合いの弊害を防止

する観點から、子会社が他の会社の株式の四分の

一以上を有するときは、他の会社が有する親会社の株式の議決権の行使をすることはできないとい

う規制をしているわけでございまして、商法にお

かれておりまして、たび重なる改正で中身はどんどん新しくはなつていて、それどころでも、さらには時代に合わせて改正、改革を進めていかなければならぬわけであります。

さて、今回、親子会社のあり方についての制度改革であります。証券取引法の方で子会社について支配力基準を導入したことによりまして、株式保有が過半数に達していないくとも、一定の要件を備えていれば、証券取引法上、親会社と子会社の関係になるということになつたわけでありますけれども、商法の方は「百十一條ノ二」で、「発行済株式ノ総数ノ過半數ニ当ル株式又ハ他ノ有限会社ノ資本ノ過半ニ当ル出資口数」という形式的な定義を子会社についてしてあるわけでありますけれども、この点、矛盾は生じないのでしょうか。

○細川政府委員 御指摘のとおり、商法は、子会

社の範囲について持ち株基準を採用しておりますが、他方、証券取引法に基づく財務諸表規則が昨

年十一月二十四日に改正されました。支配力基

準が採用されました。したがいまして、証券取引

法上は子会社であるけれども商法上は子会社じゃ

ないというものが生ずるというの御指摘のとお

りでござります。

ただ、証券取引法は、公開会社を対象として、

投資家に投資情報を提供することを目的としている。そういうことから、ディスクロージャーの透

明性が高められるように、親子会社の範囲につい

て支配力基準を採用したものと理解しております。

一方、商法は、公開会社のみならず非公開会社

を含むすべての会社を対象として、自己株式取得

の弊害防止の趣旨から先ほど御指摘があつた条文

ができておりまして、これに対する違反について

は百万円以下の過料に処するということになつて

おります。さらに、株式の持ち合いの弊害を防止

する観點から、子会社が他の会社の株式の四分の

一以上を有するときは、他の会社が有する親会社の株式の議決権の行使をすることはできないとい

う規制をしているわけでございまして、商法にお

かれておりまして、たび重なる改正で中身はどん

な事情で取扱うなど鋭意審査を進めていると

あると思います。

商法は、その体裁からして片板名、文語調で書

きましては、このように非常に大きな法律的效果があるわけでございます。

そうしますと、その適用の範囲を明確にするといためにはやはり客観的基準がなければならぬということでございまして、やはりこの持ち株基準というものを維持しなければならないだろうと現在のところは考えているわけでございます。

そういうわけで、商法と証券取引法はそれぞれ目的が異なりますので、こういうところに差異があることもこれは必ずしも問題であるとは考えておらないわけでございます。

○連増委員 そうしますと、確認いたしたいのですけれども、商法二百十一条ノ二では子会社による親会社の株式保有の禁止、また二百四十四条の三項では議決権の制限等々子会社について決めているわけでありますけれども、これは、証券取引法上の実質子会社といいますか、そういう、親会社の株式保有が過半数に達していないような子会社には適用されないということでよろしいんでしょうか。

〔委員長退席、山本(幸)委員長代理着席〕

○細川政府委員 御指摘のとおり、今回の改正案で、親会社の株主につきましても、子会社の株主が得ることができる情報と同じ範囲の情報を得ることができるような内容となつておるわけでございます。

証券取引法に基づく有価証券報告書による企業情報の開示は、先ほど申し上げましたが、投資家が適切な投資を判断するための情報を提供するということで、ディスクロージャーのためのものでございます。したがいまして、そういう面からは、連結ベースの情報公開というものは非常に有用になるわけでございます。

これに対しても、会社の計算に関する商法の規定

は、株式会社が有限責任である株主のみから成るいわゆる物的会社でございますことから、債権者保護のために利益配当を制限するということを主たる目的としているわけでございます。そうなりますと、当然のことながら個別決算を中心とする

ということになりますが、なお、情報開示の重要性から、商法では、付隨的に、営業報告書において、親会社との関係、重要な子会社の状況その他重要な企業結合の状況を開示することとしているわけでございます。これは計算書類規則で定めているものでございます。

○連増委員 御指摘のとおりでございます。

○連増委員 勉強すればわかるのでありますけれども、同じ子会社という言葉で、違う法律で違う扱いになっている、何とかうまい工夫はないのかなと思うわけであります。

実際に企業会計の実務などを担当している人たちはから聞いている話なのでありますけれども、証券取引法上、有価証券報告書のディスクロージャーが今連結決算中心となつてきているわけであります。企業会計について、特に責任ある大きい企業についてディスクロージャーが求められているわけありますけれども、親子会社関係等のつながりがある場合に連結決算中心のディスクロージャーが求められている。一方で、商法は個別決算が中心でありまして、そういう連結決算の発想がないわけであります。

今回の改正案でも、親会社の株主に対して子会社の業務内容を開示するという規定があるわけであります。

いか、かなり煩雑になるんじゃないかという懸念があります。

実際に株主の便を考えれば、連結決算中心の情報開示制度というのを商法上もつと取り入れるべきではないかというふうにも思うのでありますけれども、この点、いかがでしようか。

○細川政府委員 今回の改正案で、親会社の株主が子会社の業務内容の開示を求める場合には裁判所の許可を得ることとしておりますが、その理由は、やはり親会社と子会社は別法人であって、親会社の株主は当然ながら子会社の出資者ではないということから、無条件で監査権等を与えるのは妥当ではないということから、親会社の株主が権利行使のために子会社の情報を閲覧することの必要性の有無とか、あるいは親会社の株主であることの判断を裁判所にしていただく、そういうことにしたわけでございます。

連結決算は、先ほど御説明申し上げたとおり、ディスクロージャーのためとしては非常に有効なものでございますし、また、商法上も、先ほど御説明したようにその方向を目指しているわけでございます。連結ベースの情報の開示ということでも、商法上も今後十分検討しなければならない問題だというふうに考えているところでございます。

○連増委員 前向きな答弁をいただいたと思います。

○連増委員 前向きな答弁をいただいたと思います。

次に、これは親子会社関係とはちょっと別なんですかね、やはり証券取引法と商法とのそごで一つ重要なポイントだと思うところなんですが、研究開発費の問題であります。

企業における研究開発の重要性、特にこういう技術開発、高度情報通信社会に入っていく中、またバイオですとか新産業、ユービジネス、そういう

度の中でも、親会社の株主が議決権行使に当たつて子会社の業務内容の開示を裁判所に求められるようになるわけでありますけれども、特に、子会社が多數ある場合に、その一つの子会社、業務内容の開示をどれについてどうやっていけばいいわけあります。

に計上できるということになつてはいるわけでありますけれども、この点、矛盾はしないんでありますか。

○細川政府委員 御指摘のとおり、商法では、研究開発費につきましては、その発生時に全額を費用として処理することも認められておりますが、その支出の効果が次期以降に及ぶことも予想される場合には、それを次期以降の収益に対応させるために、繰り延べ資産の一つである試験研究費、開発費として貸借対照表の資産の部に任意的に計上することができます。したがいまして、そういう場合には、それを次期以降の収益に対応させる場合には、それを次期以降の収益に対応させる

目的、選択的であるということになつてはいるわけでございます。

これに対して、証券取引法に基づく財務諸表規則では、従来は商法と同様に試験研究費を繰り延べ資産として貸借対照表の資産の部に計上することを認めておりましたが、昨年の改正によりまして、研究開発費は発生時に全額費用として処理しておりますが、そういたしますと、研究開発費は企業の将来の収益性を左右する重要な要素で、なければならぬこととされたわけでございます。

その理由でございますが、証券取引法における会計は、公開会社を対象として投資家に投資情報を提供することを主な目的としているものと理解しておりますが、そういたしますと、研究開発費は企業の将来の収益性を左右する重要な要素で、これに関する情報は重要な投資情報であることが、これまでのところでは、その資産計上を任意的とする会計処理は企業間の比較可能性が困難になるということから、企業会計審議会の答申がありまして、このために、従来繰り延べ資産として計上することができたものが、一律に費用として処理するということにされたわけでございます。

これに対して、商法における会計は、公開会社のみならず、すべての会社を対象として、債権者と株主のために適正な利益配当をすることを主な目的としておりますので、証取法とはその対象、

したがいまして、御指摘の研究開発費に関する

商法と証券取引法の規定は、表面的には異なりますが、必ずしも矛盾するものではないというふうに考えているところでございます。

○連増委員 激変する証券市場や企業会計のあり方、そういう状況の中で、法務省が大蔵省とともに商法と企業会計の調整に関する研究会があるのをつくっているということなんですねけれども、この進捗状況について聞かせていただきたいと思います。

○細川政府委員 御指摘の研究会でございますが、まず設けられた経緯を御説明申し上げますと、平成九年六月に企業会計審議会から公表され金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理では、経済社会環境の変化等に応じ、金融商品の時価評価の導入といった現行の会計基準の大幅な見直しが提言されました。その中で、時価評価の導入と税効果会計の採用について、商法との調整を行う必要があるというふうに提言されていたわけです。これを踏まえまして、法務省と大蔵省の事務当局が共同で、商法学者、会計学者、実務家の参加を求めて、先ほど御指摘の研究会を開催したものでございます。

この研究会は、平成九年七月から七回ほど会合いたしまして、平成十年六月に、先ほど御指摘申し上げました問題についての報告書を取りまとめ公表したわけでございます。

この報告書の内容を踏まえて、昨年の十一月二十一日には、税効果会計の採用に係る計算書類規則の改正を行つたところであり、それから、時価会計の専人については、今回の商法改正について御審議いただいているところでですが、これもこの報告書を踏まえたものでございます。

このよなことでございますので、商法と企業会計の調整に関する研究会はひとまずその目的を達したわけでございますが、今後商法と企業会計原則の調整を図る必要がある問題が生じた場合には再度そのよな研究会を設けるということも一つの考え方でございますし、そういう方法により私たちとしても調整してまいりたいと考えている

次第でございます。

○連増委員 これは、自由党といたしましても、改革の自由党、経済の自由党でございますから、経済社会の実態に応じた制度改革、この会社法の分野についても積極的に取り組んでいきたいと思っておりますし、実際、与党・自民党さんとの間でさまざまな勉強会もやっておりますので、頑張っていきたいと思います。

さて、まだちょっと時間がありますが、この残った時間を利用いたしまして、コンピューターで二〇〇〇年問題に関する法務問題について質問をさせていただきたいと思います。

コンピューターが一けたで年号を処理する際に、下二けた、〇〇年というのを一九〇〇年と二〇〇〇年と区別がつかなくなってきたトラブルを引き起こすのではないかといういわゆる二〇〇〇年問題であります。今アメリカでは、そのトラブルによって起こり得る債務不履行ですとか、不法行為ですとか、そうしたことの損害賠償責任を黙っていると物すごい賠償を払わされることになり、企業活動がめちゃくちゃになってしまふんじやないかという懸念を踏まえて、そういう損害賠償責任を制限するための法整備、これが議会で進んでいるわけであります。いわば民法に例外を設けるような話だと思うのですけれども、まずは、米国におけるそうした動向について、政府の方で把握されている点があれば伺いたいと思うのです。

〔山本(幸)委員長代理退席、委員長着席〕

○細川政府委員 御質問の点に関しまして、私も把握している情報について御説明を申し上げます。

御指摘のいわゆる賠償防止法は、アメリカでいわゆるY2Kアクトと言われているものだと理解しておりますが、その法案は、本年七月一日にアメリカの連邦議会において可決成立し、現在、大統領の署名手続のために、大統領のために提出されている状態であるというふうに理解しております。

この内容でございますが、私どもの理解するところでは、まず、正式な訴えの提起の前に、原告の被告に対する通知から最長九十日間の猶予期間を置く、その猶予期間が過ぎなければ訴えを提起することができます。

それから、従業員五十人以下の中小企業及び資産五十万ドル以下の個人に対する懲罰的損害賠償責任、いわゆるピューニティープ・ダメージズですが、これを二十五万ドル以下または実損の三倍のいずれか少ない方に制限するということが第二点目です。

第三点目として、地方自治体及び政府を懲罰的損害賠償の例外とすることなど、こういったことを内容としているものでございます。

○連増委員 我が国政府においては、同様の法律、何か検討はされているんでしょうか。

○細川政府委員 米国における先ほどの法律は、懲罰的損害賠償あるいはクラスアクションといつた米国特有の法制度により、事業者に巨額の損害賠償義務が課せられる結果となるのではないかという懸念がその制定の背景になつてているものと私は理解しているものでございます。他方、我が国においては、そのような制度はございません。

いわゆるコンピューター二〇〇〇年問題に関して、法的状況が非常に異なるというふうに考えられますので、現在、政府部内でも、通産省を中心として二〇〇〇年問題の検討会は開かれておりますが、特に新たな法律の制定の動きはないものと承知しております。

○連増委員 確かに、我が国の場合、コンピューター、ソフトウェア等、提供する側とそれを利用する側、いざというとき訴訟合戦になるというようふうに私どもは認識しておりますけれども、二〇〇〇年問題を離れて、今の我が国での株主代表訴訟の問題についてどのように考えるか伺いたいと思います。

もう一つの懸念は、企業間の訴訟のほかに、トラブルが発生して大損したような企業の株主代表訴訟でかなりやられるんじゃないかという懸念がありますので、現在、政府部内でも、通産省を中心として二〇〇〇年問題を離れて、今の我が国での株主代表訴訟の問題についてどのように考えるか伺いたいと思います。

○細川政府委員 株主代表訴訟は、会社の業務執行の適正を確保するための重要な手段であるといふふうに私どもは認識しておりますけれども、二〇〇〇年問題を離れて、今の我が国での株主代表訴訟の問題についてどのように考えるか伺いたいと思います。

方については、御指摘のようにさまざまな御議論があることは承知しておりますが、これに対しても一般論として申し上げれば、株主代表訴訟を制限することにより会社の業務執行の適正を確保する機能が不適に制限されるようなことがあつてはならないというふうに考えておるわけでございます。

○連増委員 二〇〇〇年問題、これも自由与党両党でプロジェクトチームをつくって法的問題についても勉強しているところであります。期限のあ

この内容でございますが、私どもの理解するところでは、まず、正式な訴えの提起の前に、原告の被告に対する通知から最長九十日間の猶予期間を置く、その猶予期間が過ぎなければ訴えを提起することができます。

ただ、二つだけ気になる点がありまして、一つは、アメリカでこういう法律ができてしまつた場合、それで日本にはない場合、アメリカの企業がアメリカの法律で損害賠償責任から守られる。一方で、日本の企業が守られない状態になつて、アメリカの会社から日本の企業がどんどん懲罰的な損害賠償を訴えられる、そういう国際間の訴訟合戦にもなるとしたら、日本もある程度対抗手段を考えおかなければならぬのかなという点が一つ。これは、もう少し米国における動きを見守りながら、アメリカでも、大統領府は若干、企業ばかり守ることでいいのかという点に懸念があるうなので、そこを見守らなきゃならないと思いま

たただ、二つだけ気になります。

る問題でもありますので、これも油断せず政府の方でも取り組んでいただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○杉浦委員長 午後一時から委員会を開催することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

○杉浦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○杉浦委員長 お諮りいたします。

本日、最高裁判所金銭人事局長、千葉民事局長、白木刑事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○杉浦委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○杉浦委員長 質疑を続行いたします。谷口隆義君。

○谷口委員 公明党・改革クラブの谷口隆義で

ざいます。

本日は、初めて本法案についての質問をさせていただいた後に、企業法制のトライアングル体制と言われるようなところについて御質問をさせていただきます。

今回のこの法案でございますが、企業を取り巻く国際的な状況また国内的な状況が大きく変化して、独占禁止法において純粹持株会社が認められるようになつた、そういう状況の中で、具体的に純粹持株会社の形態をどのようにして構築していくべきかというような観点での法案であると認識しておりますところでございます。

私は、これは個人的には大賛成でございますが、このように思つておるわけでございます。企業を取り巻く環境というものは、従来に比べますと

大変厳しくなつておるわけでございますので、組織形態も弾力的な対応といいますか、硬直的組織ではなかなか動きがとれないわけあります。

で、弾力的な組織形態をとつておけるような体制をつくつていくべきだし、それを支援していくといいますかサポートしていくような法制度も構築していかなければいけないというような観点で、やつていただきたいというように思うわけでございます。

〔ささやかぬ、つくりいかなければ

いいますか〕

それで、今回のこの法案について初めて何点か質問をさせていただきたいわけでございますが、市場性ある金銭債権、社債、株式等につき時価で評価ができるというようなことになっておるわけございますが、これはある意味では大変画期的なことでございます。

御存じのとおり、我が国の企業は戦後大変大きな経済的な発展をしたわけでございますが、一方で、我が国独特の制度等々があつたわけでございまます。その一つが、いわゆる株式の持ち合いといふようなことがあつたと言われております。ですべて大変低いとか株主総会が形骸化されてしまうことがあります。その一つが、いわばデメリットがあるわけでございますが、一方において、配当率が諸外国に比べまして大変低いといふことは、安定株主を求めるという意味においてこの持ち合い制度というのは意味があるものであつたわけでございますが、今回、こういう状況の中で、一部でございますが、時価会計を入れようというような法案になつたわけでございます。

一般的に、企業の持ち合いの株というのは、持つておる時期が古いと申しますが、かなり以前の取得年度で持ち合をしておるというようなことをございまして、このように思つておるわけでございます。

このように思つておるわけでございますが、今までは、まず最初にお伺いいたしたいと思いま

います。

それと、一方では、どんどん今企業も国際化をいたしております。そういう状況の中、企業の尺度をどのようなどころではかるのかというよう

になるのがROE、株主資本利益率というのがござりますね。これは、株主資本に対する利益がど

う程度成長性があるんだとか収益性があるんだとかいう観点で、一つの指標

が国際的な一つの企業尺度になつておるわけでございまして、この指標を一つ目安にして国内また海外の投資家が投資を行つておることも言われておるわけでございます。ですから、企業におけるROEが低下すると、企業に対する影響がございまして、株価にも大きな問題になるわけでございまして、株価にも影響がござります。これは、株主資本に対する影響がござります。

そういうことで、ROEを低下させることにつ

いては大きな抵抗があるわけでございますが、今回の法案で、一部でございますが、時価会計が導入されますと総体的にROEが低下する、このよう

に言つておるわけでございます。そういうこ

とになつてまいりますと、持ち合の株を企業は売却していくというような企業行動になるんじやないかといふようなことも言つておりまして、

中長期的に見ますとそのような持ち合の株が解消されるることは私は大変好ましいことではあると

いうように思つておるわけでございますが、短期的に急激にこれが市場に出ますと株価形成にも大きな影響が出てくるというようなことがあるわけでございまして、このような観点で、時価で評価できる

という今回のこの法案についてどのようにお考え

なのが、まず最初にお伺いいたしたいと思いま

す。

○細川政府委員 今回の商法の改正案は、金融資産について時価で評価することができるという旨の規定でございます。採用するかどうかは商法上は任意ということになつております。そしてま

た、商法はこういった企業制度一般に対するいわゆるインフラストラクチャーでございますので、時価評価を可能とするにとつてそれがどうい

う効果があるか、あるいはROEに対してもどうい

う影響があるかということについては、必ずしもそれは商法上これを考慮しなければならない問題であるとは考えていいわけでございまして、こ

れは、要するに一つの手段として、国際的な動向に対応できるように時価評価をすることを可能に

するという意味の改正だ、このように考えているところでございます。

○谷口委員 法律の立場ではそのようにお考えな

んだらうと思いますが、法律が施行された折に実体経済に与える影響等を勘案をいたしますと、仮に例えば大きな影響が出ると、いうようなことになりますと、それはそれなりの対応をまた講じなければいけないわけでございまして、この法案を審議されておられる状態の中で、私が申し上げたようなことも含めて議論になつたのかどうか、また、それに対して現実的にどのように対応されようとしたのか、そのことをお聞きいたしたわけでございまして、もう一度御答弁をお願いしたいと

いうように思います。

○細川政府委員 これは企業会計原則と商法との調整を図つたものでございます。企業会計原則では、この改正が成立いたしますと、現実に企業会計原則として時価評価を強制するかどうかという问题是次の問題になるわけでございまして、これは主として上場企業についての問題でござりますから、私どもが考えることとどうよりか、むしろ証券取引法の所管のところに御意見を伺つていただきたい方がよろしいんではないかというふうに思つておるところでございます。

○谷口委員 それでは、きょう、大蔵省の方から福田金融企画局長来ていただいておりますので、

大蔵省の立場から、私が今申し上げたことについての御見解をおつしやつていただきたいというふうに思つています。

○福田(誠)政府委員 お答えいたします。

御指摘のとおり、今後、持ち合い株式の時価評価が行われますと、その時価の変動が資本の部に反映されることになるわけでございまして、御指摘のROEそのものを変動させる要因となることも考えられるわけでございます。

ただ、時価評価の導入が持ち合いそのものにどのような影響を与えるかにつきましては、ROE等の指標が企業評価にどの程度反映されていくか、あるいは、従来の取引先との関係をどう考えるか等々さまざまな観点がございまして、それぞれの企業が判断していくものと考えております。

いずれにしましても、持ち合いの問題を私ども

が所管しております証券市場という観点からとらえた場合には、重要なことは、その持ち合いが、

市場原理を通じた資源の最適分配とか、あるいは

資本の効率的な利用という面で阻害するようなこ

とがないかということでおっしゃいまして、その意味では、仰せのとおり、持ち合いによる保有といえども、株主として資本のリターンを常に検討し、経営に対するチェック機能を有効に働かせることを要請されるようになるんだろうと思っております。

○谷口委員 これは、実態的に、施行されて動く場合にそういうようなこともありますと申しあげたわけでございまして、仮に大きな動きが出てくるといたしますと、市場の株価形成において問題がある事態も想定されるということでお話を申し上げたところでございます。

それともう一つ、資産評価のところで利益配当の制限ということを盛り込まれておるわけで、要するに、時価で評価益は上げるようになるが、配当可能利益の限度額の計算上、これは除外するんだけど、そのようなことでございます。この配当可能利益というのは、現行商法の一番根本的な骨格のところの債権者保護に立って、会社と債権者の間の利益の調整というか損益の調整と申しますか、そのあたりがこの利益配当限度額というところになるんではないかというふうに思うわけでござります。

それで、これはよくよく考えてみますと、今現在、含み損については、含み損と申しますか評価損については、未実現の評価損というものは含み損のことですね、含み損の計上は強制されておらず、これが強制されないといいわけでございますが、これを強制されないといふことは、現実に含み損があるにもかかわらず実態として出てこない、こういうことでございま

す。

今回の含み益については、含み益があるならば

これを計上するということになるわけございま

すが、含み益の場合に、配当可能利益の限度額を

計算する上でこれを除外すると言ひながら、一方

で、含み損の場合に計上を強制していないとい

うことで、実態的に含み損がありながら表に出してお

らないということは、債権者保護の立場に立った

ときに、どうも首尾一貫性の観点から見るとどう

は、含み損は強制計上になつておりますから、な

に計算上排除する。しかし一方、私の申し上げたの

その金額に相当する現金または債券を会社が取得しているということはございません。そういうことで利益としては不確実であるということとか、これを配当財源から除外することといたしているわけでございまして、両者とも、債権者保護の観点から保守的に判断する、安全的に判断する、こういう考え方によるものであると理解しております。

○谷口委員 要するに、含み益というか、時価に

ある評価益については、これを配当可能限度額の

計算上排除する。しかし一方、私の申し上げたの

は、含み損は強制計上になつておりますから、な

に計算上排除する。しかし一方、私の申し上げたの

評価益については、未実現の利益でござりますし、将来時価が下がることも考えられますから、これは配当の対象としない。一方、評価損につきましては、評価損が固定しておって将来回復する見込みがない場合には、商法上も低い時価で評価することが強制されています。そういう点において考え方方は一貫しているというふうに考えておるところでございます。

○谷口委員 ですから、今おっしゃったのは要するに、債権者保護という立場は間違いないわけですね。債権者保護の立場に立ちますと、まさにおっしゃったように保守主義の原則といふか、なにかのかなというよう思つてありますね。これにあたる御見解はどのようにお考えでしようあります。

○谷口委員 要するに、含み益というか、時価に

ある評価益については、これを配当可能限度額の

計算上排除する。しかし一方、私の申し上げたの

は、含み損は強制計上になつておりますから、な

に計算上排除する。しかし一方、私の申し上げたの

は、含み損は強制計上になつておりますから、な

せていただきたいというふうに思っておりますが、これは私は若干問題があるのではないか、首尾一貫性の観点から見て問題があるのでないかなというように思うわけでございます。次に、先ほど申し上げましたように、企業法制を取り巻くトライアングル体制ということについてお伺いをいたしたいわけでございますが、御存じのとおり、企業法制と申しますのは、商法また証券取引法、税法、この間の調整をずっとしてあるわけでございます。これはいろいろな原因があるわけでございますが、基本的には、例えば商法と企業会計の調整等々も見ておりますと、先ほども午前中の審議でございましたが、協議をする機関を設けられてやつてしまつたと申しますか、これは、ドイツ法に見られる大陸法的な成文法志向に基づくものである。一方、証券取引法というのは、アメリカの土壤で、コモンロー思想、こういう考え方の違いによって、目的も全く違うわけでございます。本来、商法というのは、債権者保護の立場に立った法律、一方、証券取引法と申しますのは、投資家、投資者保護の立場に立った法律ということで、その成り立ちも目的も全く違う状況の中で、過去においていろいろ調整をされ、また、今現在も調整をしなければいけない問題が多く出てきてるわけでございます。

そういう状況の中で、またこれは私、後で申し上げたいというように思いますが、「ここに来て企業を取り巻く状況が大きく変わってきた。特に会計を取り巻く状況が、本年、来年また再来年、この三年ぐらいが歴史的な転換点、このよう言われるような状況になつておるわけでござります。これは一つは、ビッグバン等々により、我が国の経済が、金融業界を中心にして大きく国際化の波を受けてるというようなこと等がありまして、そういう状況の中で、果たしてどのように申しますと、本法案の問題でもお話をいたしました

が、これは私は若干問題があるのではないか、首尾一貫性の観点から見て問題があるのでないかなというように思つております。次に、先ほど申し上げましたように、企業法制と申しますのは、商法また証券取引法、税法、この間の調整をずっとしてあるわけでございます。これはいろいろな原因があるわけでございますが、基本的には、

例えば、金融業界あたりはこの三月期決算で実施されてるわけでございますが、連結財務諸表をつくった。民間の企業においては来年の三月から初めて適用されることになりますが、このような問題であるとか、また、それにも若干関係がございますが、税効果会計を導入することになったとか、また時価会計を導入することになると、こういう大きな企業会計が歴史的な大きな転換をこれから迎えるわけでございます。

政府は、また並びに行政当局は、そのような企業を取り巻く状況の大変な変化を十分認識しながら、その企業行動のある意味ではサポートするといふ立場で、法律を合わせていくというか、改正をしていく必要があるのではないか。まず法律ありきではありませんから、経済実態があつて、それに対して法体系としてどのように対応していくのかということになるのが順序だらうというように思つますが、そういう観点で、法律を合わせていく必要があるのではないか。まず法律ありきではない。という点で今考えていかなけれ

ども、その企業行動のある意味ではサポートする立場で、法律を合わせていくというか、改正をしていく必要があるのではないか。まず法律ありきではありませんから、経済実態があつて、それを対して法体系としてどのように対応していくのかということになるのが順序だらうという立場で、法律を合わせていくというか、改正をしていく必要があるのではないか。まず法律ありきではありませんから、経済実態があつて、それを対して法体系としてどのように対応していくのかということになるのが順序だらうといふ立場で、法律を合わせていくというか、改正をしていく必要があるのではないか。まず法律ありきではありませんから、経済実態があつて、それを対して法体系としてどのように対応していくのかということになるのが順序だらうといふ立場で、法律を合わせていくというか、改正をしていく必要があるのではないか。まず法律ありきではありませんから、経済実態があつて、それを対して法体系としてどのように対応していくのか

た、含み損益、今回また一部時価会計が導入されるということで、含み益について表現されるということになるわけでございます。このような含み損益のいわばオンバランス化、また、もっと言うと財務諸表の比較可能性というのは極めて重要な問題で、財務諸表というのは唯一絶対的な真理となることはありませんので、これは過年度からの比較の中でも、利益が前年よりふえたとか減ったとかいうような形で、比較可能性というのは極めて重要な問題でございます。

そういう意味において、例えばこの税効果会計であるとか試験研究費であるとか、このようなことが今企業会計の世界ではいろいろ議論になってるわけでございますが、このような大きな課題があるというように思われるわけでございます。それで、先ほど申し上げました、商法の本来一番骨格のところが債権者保護の目的、また一方で、企業会計が投資家保護の目的というように、全く違う中で、従来から、例えば繰り延べ資産の範囲の問題であるとか、また引当金規定の相互に異なる見解の違いであるとか、また継続性の位置づけの違いであるとか、また会計方針の規定の違いであるとかいうような両者の間の食い違いをそれぞれ調整をされてまいりました。しかし、いずれにいたしましても、先ほど私が申し上げましたように、これは必ずしも一致できません。そこで、調整の問題として、何点かのやり方があるんだろう。今までやってこられた方法も勘案しまして、この調整の仕方については、一つは、法改正が必要だろうということ、もう一つは、政省令で対応するということも対応のしづらだろう。もう一つは、公正なる会計慣行のしんしゃく規定、三十二条二項ですか、このような調整のしりがあるんだろうというように思つておりますが、私は、ここへ来て、余りに会計をめぐる企業

計の方向とは違うんだが、現在行われてる公正

なる会計慣行をしんしやくして、それを認めてやるうというような形になつておるんだろうといふように思うのですが、冒頭私が申し上げましたように、企業を取り巻く状況というのは従来に比べますと大きく変わってきた。今までもそのように大きく変わってまいつたわけでございますが、これからは、歴史的転換点にあるというふうに言わられておるわけでございまして、そういう状況の由で、公正なる会計慣行のしんしやく規定で果たして調整ができるのかどうかということがあるんだろうと思うのですね。

○福田(誠)政府委員 今法務省の局長からも御答弁がありましたように、今回の商法の改正案につきましても両省で専門家も集めて研究会をいたしておりまして、御指摘のように、基本原則は、企業会計原則も商法においてしんしゃくすべき公正な会計慣行と位置づけられておりますので、今回そういう場で、大きな問題については協調させていただきました。今後につきましても、仰せのことおり、商法と証券取引法とは要求される情報に差異があるとしても、財産計算及び利益計算は基本的に一致するように調整が図られてきた経緯がございまして、今後ともそのような方向で努力をさせていただきたいと思っております。

○谷口委員 私の問題意識として、それは限度があると思っておりまして、また後ほど詰めた議論申し上げた連結決算。連結決算というのは、今まで、企業会計においては個別決算がメインになつておつて、連結をやってもその補足的な情報としてやっておつたのですが、御存じのとおり、今回、連結が基本になつてやつていくわけでございますね、今回の法制もそうでございますが。

今まで、一つの会社があつて、その会社に各事業部があつて、事業部をどんどん切り離して子会社にした。経営の意思決定をするところが持ち株会社になつて、そこは經營を行いますが、それ以外の事業はいわば子会社で行うというような形を想定した場合に、グループとしては全く従来と変わつておらない。極端な例です。極端な例で、個別企業と変わっておられるだけれども、組織上は変わつてしまつたというような場合に、現行商法はあくまでも個別企業を前提にした法体系になつておりますから、連結グループをベースにした法体系になつた場合に果たしてどのように対応されるのか。

例えば債権者においても、一つの企業を分社化して、親のところの持ち株会社とその傘下にそれぞれの事業部を分社化して会社にした、だから実態は一つの会社に変わりはないのだけれども、しかし、それを取り巻く債権者のあり方の問題等々、これは大きく状況が変わつてまいるのではないかというように思ふわけでございます。これも先ほど大蔵省の福田金融企画局長がおっしゃつたように、従来と同じ路線で調整をしながら、これが調整を行い得る問題としていけるのかどうかということが私ちょっと疑問でございます。それについて御見解をお願い申し上げたいと思います。

いうふうに考えておるわけでござります。
両者の目的が異なりますことから差異があることはやむを得ないわけですが、今後とも問題が生じないように調整していくという方針でまいりたいと思っておりまして、御指摘の、連結の情報の開示という問題につきましては、今後とも関係各界の意見を聞きながら、商法上の問題としても検討を続けていく必要があるというふうに考えているところでござります。

○谷口委員 今御答弁されたのは現行の、調整を行っているそのプロセスを、今後も引き続きそういう調整の中に対応していく、こういうお話をようと思つたわけであります。しかし、一方において、今の企業グループといいますか、会計は連結で一つの集団としての見方を行うようになる。要するに、グループ全体を一つの企業体として対応を行う。一方で、商法はそういう連結の概念といふのはないわけでありますから、それぞれの各企業の、単体の企業をベースにして相も変わらず行なうようになる。これについて、私はこれからまだいろいろな事例が出てくるのだろうと思ひますが、調整には限度があるのでないかなというよう思つたわけでございます。

本年で商法が制定されちゃうと百年目になるというようなお話をございますが、ひとつ、きっかけというのはおかしいですが、大改正と申しますか、例えば今、企業会計また商法会計と税法会計というような三つの会計を拘束しておるものがあるわけでございますね。それがトライアンクル体制、このように言われるわけでございますが、会計は税制に束縛され、また会計は商法に束縛されておる。私自身も公認会計士を二十数年やっておりましたが、そのような調整をやつた結果、現場では大変戸惑いもあるということ、これは間違いのない話でございます。

そういう状況の中で抜本的な、数年しますと申しますか、本年からもう始まつておるわけですが、そういう歴史的な会計の転換点にある現在、

日本の中で、企業形態もどんどん変わっているわけですね。企業形態が変わるように、法律がサポートし、また会計原則、また税制がサポートしようというようになつておるわけでございまして、商法は商法だけ、また会計は会計だけ、税制は税制だけということではなくて、大きな立場で、さつき申し上げたように法律が初めてありまして、法体系として、また会計として、税制としてどのようなことをサポートし得るのかというのも大きな観点の一つではないかというふうに思つておるわけでござります。

法務大臣、大きな問題でござりますので御見解をお聞きしたいわけでございますが、私の申し上げているのは、ぜひ、全体の中で協議をする場をつくる、これはそんなに時間的余裕はございませんから、つくる必要があるのではないかというふうに思うわけでございますが、御見解をお述べいただきたいと思います。

○陣内国務大臣　今委員の御指摘をいろいろとお聞きしておりました。商法の計算規定の企業会計との調整の問題、これは大変重大な問題であると私も今認識したところでございます。

今後とも、企業実態等に合わせて企業会計との調整を図るために、商法の計算規定について検討を続けてまいり必要があるんじやなかろうかというふうに感じたところでござります。

○谷口委員　前向きにもうちょっと……

本当に法務大臣、今私が申し上げているのは、これから多分、企業実態として法律が大きく足かせになる可能性がある。ですから、そういう状況も十分勘案しながらやっていかなければいけぬ。会計の分野はアメリカを中心に、またヨーロッパを中心にして大きく変わってきてる。会計が変わると企業行動が変わり、経済が変わると言われています。現実に今、連結が入つたり時価会計が入つたり、また税効果会計が入つたりということと企業の戦略が変わってくるわけですね。

今回の法案もそうでございますが、持ち株会社

ができるというような状況になつてまいりますと、企業のあり方が変わつてくる、また経済が変わつてくるといふことになるわけでございます。

今までのよう、商法は商法だけ、まあ商法と

ポートしてやるというような観点も必要ではないかというように思つておるわけでございます。

今までのよう、商法は商法だけ、まあ商法と

企業会計の調整をされるような研究会もやつていらっしゃるようでございますが、そこに例えれば税制も加えた形で、私も拝見をさせていただきまし

たが、現状を是認した上で今後もこの方式でやつていこうということになつておるわけでございま

すので、ここは私は抜本的に対応を変えていくべきではないか、このように思つております。ぜひそういう観点でやつていただきたい。必ずそういうことが企業行動に対する縛りを解放し、伸び伸び

とした企業行動ができるようになるわけでございますので、ぜひそのようにお願い申し上げたい

と思います。

それで、今連結財務諸表のことを申し上げたわ

けであります、今連結財務諸表と、きょう主税局から来ていただいておりますが、連結納税とい

うのがあって、これは大蔵省の問題になるわけでございますが、これもまた一つ大きな問題がござ

ります。

連結納税を導入してやらないと、連結決算をし

たことの意味がまたなくなつてしまつ。そうする

と、いわゆるグループ経営という観点が、どうも

メリットがなくなるといいますか、そういうこと

も十分考えられるわけで、これはぜひ連結納税を

導入していくべきだし、また一方で、先ほど私申

し上げました税効果会計ですね。税効果会計が導

入されるということになりますと、税制と企業会

計との間が切斷されると申しますが、税制に影響されないような企業会計ができると申しますか、そういうようになると言つておるわけでござります。

連結納税の問題と、あと税効果会計の問題について、大蔵省からきょう来ていただいています主

税局審議官の福田さんに御見解をお願いしたいと思ひます。

○福田(進)政府委員 お答え申し上げます。

連結納税につきましては、連結の対象となる関係会社の範囲をどのようにするのか、それから連結の対象となる取引をどういうふうにするのか、

そういう点から始めまして、ちょうど先週七月十三日でございますが、政府税制調査会に法人課税小委員会が立ち上がりまして、そこで検討を始めるとしているところでございます。

何せ検討する対象が非常に広いのですから、同時に、二十世紀を迎えて立派なものつく

りたいというのが小委員長の御思想でございまして、いずれにしても検討がスタートしたということでおこざいます。

○谷口委員 また先ほどの話を繰り返して申しあげないのですが、連結グループ企業に対して商法はどのように対応すべきかということで、現行企業結合法が我が国ではないということ、これ

は各国から比べますと時代おくれ、果たしてついでいるのかどうかというような考え方もあるわけですが、これについてはどのようにお考

えでございましょうか。

○細川政府委員 企業結合法制は、国によってさ

まざまなものがあるというふうに理解しておりますが、商法の分野におきましても、前回の改正に

おいては会社の合併法制についての合理化を図り、今回は株式交換、株式移転という形の企業結合というものの制度を導入し、さらには、今後は

会社の分割あるいは分社化の問題についても商法

について検討しようとしているところでございま

す。

○谷口委員 一つは、私が言つているように、ト

ライアングル体制というか、税法と証券法と商法との間の調整の問題というのは極めて重要な問題で、私は、抜本的に法体系そのものを作り

ていかなければいけないか、こういうよう

な問題意識を持つてずっとさつきからお話をいた

しておるわけでございます。

一方、現行の法体系が果たして、さつき申し上

げたように本年で百周年ということございますが、それなりの体系を保ちながら来ておるのかどうかということになりますと、やはりここでも若

くいうことになりますと、やはりここでも若大問題点があるんぢゃないかというよう思つておられます。

例えば、土地再評価をやりましたね、去年ですか。あれは、自己資本比率を上げなきゃいかぬ、大変な事態でございましたから、自己資本比率を上げるのに土地の再評価を認めたわけですね。再

評価額を本来資本に入れるべきというように私は当時言つておったんですけど、当初はこれを資本に入れなかつた。それで、本年になつて、これを資本に入れて、自己株式の買い取りの原資ということで今回のように変わつたわけですね。

このあたりも、一つは、これは議員立法でされたわけございますが、なぜ議員立法かと申しますと、それだけの時間的余裕がないということです。議員立法になつたわけですよ。法制審議会で今までやつておる、なかなか時間がかかるということで議員立法で行われたというよう聞いておりま

すが、一方で、今はやりの議員立法が行われるということで私が一つ危惧しておるのは、商法体系が本当に崩れはしないのか、逆に言つと、

今の商法体系を是認するわけじゃありませんが、一方で、例えば今コーポレートガバナンスもやっております、私も入つてやつております。そのときの議論の中でも、確かに今緊急事態だから、緊急事態というのは、さつき申し上げたように、環境が激変している中で、我が国の企業行動を取り巻く状況を一刻も早くそれにふさわしい状況に持つていてあげなきゃいかぬという観点からやつておるわけでございますが、今こういう議員立法が行われておるというような状況は、一方では、商法の全体的な整合性に対する問題が起つておるのではないかというようなことがございます。

○谷口委員 それならば一つお聞きしたいのです

が、現行の商法の体系、やはり商法には商法なりの整然とした法体系があるわけでござりますから、この法体系がいわばどんどん、例えばつけ加えつけ加えで、当初の法体系からすると若干整合性がないなというような状態になつても仕方ないということをお考えなのか。さつき御答弁の中で

たのにもかかわらずこれをずっと死守したいといふような論理構成で来られますと、周りの状況がどんどん変わつて、それに対応して緊急事態とが行われる、一方で、当初の商法の精神的パックが行われるわけであります。これについてどのようにお考えですか。

○細川政府委員 商法につきましては、昭和五十年六月に私どもの局から「会社法改正に関する問題」で公表しまして、以来、全面的な見直し作業を行つたところでござります。その後、昭和五十六年、平成二年、平成五年、平成六年、平成九年にそれぞれ商法が改正されておるわけでございます。私どもいたしましては、広く意見を聞きながら、商法の改正を時代に合わせて行うよう努めてきたつもりでござりますし、今後とも

このようにいたしたいというふうに考えているわけでござります。私どもいたしましては、広く意見を聞きながら、商法の改正を時代に合わせて行うよう努めてきたつもりでござりますし、今後とも

そのようにいたしたいというふうに考えているわけでござります。

○谷口委員 議員立法についての御質問でございますが、これは、國の唯一の立法機関は国会でござりますので、そこで御議論の上、一定の法律が必要であるというふうにお決めになることについて、私ども

がとやかく申し上げる筋合いのものではないといふふうに考えておるところでござりますが、必要に応じて、求められれば私どもが意見を申し上げるということはいたしたいというふうに考えているところでござります。

○谷口委員 それならば一つお聞きしたいのです

が、現行の商法の体系、やはり商法には商法なりの整然とした法体系があるわけでござりますから、この法体系がいわばどんどん、例えばつけ加えつけ加えで、当初の法体系からすると若干整合性がないなというような状態になつても仕方ない

ということをお考えなのか。さつき御答弁の中で

どのようにお考えですか。

○細川政府委員 私どもが法律を改正する場合に、その時代に即応するように、時代の状況をよく分析して行って、また広く各界の意見を聞きながら、法制審議会で御意見も聞きながら改正を行っているわけで、全体として整合性がとれなくなることがないようについて、常に留意しているわけでございます。

先ほども申し上げましたように、議員立法につきましてお考えがある場合には、私たちも全体的な整合性の観点から必要なことは從来からも意見を申し上げておりますし、今後とも必要のある場合には申し上げたいというふうに考えております。

○谷口委員 要するに、商法の法体系としての整合性を法務省当局はどういうにお考えで、例えば整合性が欠けるというような事態に陥った場合に、それについて何らかの御意見、御見解はないのですかということをお聞きしたわけで、もう一度その観点から御答弁をお願いしたいと思います。

○細川政府委員 私どもは、現在の商法が法体系として整合性が欠けているというふうには考えておりませんし、今後ともそうあってはならないと思っているわけでございます。ですから、そういうことにならないように今後とも努力してまいりたいというふうに考えております。

○谷口委員 それはちょっと私と見解の異なるところです、それはなぜかといいますと、さっきから申し上げておるよう、商法はいわば後追い形で、企業実態がどんどん環境が変わつて、それに対して、企業を取り巻く企業法制、証取法並びに企業会計原則であるとか税法であるとか、これはどんどんやはり変わっておるわけですね。それに合わせなきやいかぬ、従来の商法の法体系を維持しなきやいかぬというのは、これ大前提でしょう、おっしゃったように、これは大前提出であります。それが、どうぞそんなの欠いてもいいんだ、整合性がばらばらになつてもいいんだということは

当然考えていらっしゃらないはずなんで、しかし一方で調整をしなきやいかぬわけですから、その調整の過程で、一つは調整のやり方、さつき申し上げましたね、法改正をやらなきやいかぬとか、また政省令で済ますとか、また三十二条二項の公正なる会計慣行のしんしゃく規定を使うとかいうことでまあまあ当座をしのいできたというような感が私は否めない。

そういうならば、基本的に、どうも調整をすることが余りにも大きくなつておるような経済実態、企業行動ということを十分念頭に入れた法体系を新たに構築すべきではないか、このように言つておるわけです。

もう一度御答弁をお願いいたします。

○細川政府委員 商法は、株式会社という形の企業活動の基本法でございます。したがいまして、これは経済実態を常に見ていかなければならぬわけですが、時々の必要だけで変えていいものとは思つてないわけでございまして、大きな制度として改正すべき状態であるというふうに社会実態が確定いたした場合には、それに合わせていくことが必要であるというふうに考えておるわけ

ございまして、今回の金融資産についての時価評価の導入につきましても、これと同じ考え方で行つておるところでございます。

○谷口委員 私の申し上げているのは、今回の金融資産の時価評価だけの問題ではないんですね。過去からの状況も踏まえて、また先ほども申し上げましたように、今や会計の分野は歴史的転換点と言われるようなことを迎えているわけですね、おきたいというふうに思います。

事は、一つは保坂展人君の告訴事件です。それともう一つは、何かミッチー、サッチャーという騒

ぎがございまして、熱女の争いという表現も何かいま聞いたような感じはするわけであります。が、私、この問題についてとやかく言おうと思いません、この熟女の争いについては、一言感想を言え、よくまあいつまでも裏窓趣味みたいなことを続けておるなという思いがあります。品性の高い人はこういうことに余り首を突っ込まないもののがなうなふうにも思いますし、また、テレビなんかのワイドショーもすとんと離々とやります。

こういう状況の中、商法としてどういうよくな対応をとるべきなのかということを私は申し上げたところでありまして、私の申し上げているところの本意を十分御理解いただいて、先ほど法務大臣に申し上げましたように、ぜひ商法だけではなくて、当然今もやつていらっしゃるんですが、

○松尾政府委員 ささんですか、あの人が検察庁に告発をされた。どうもその取り扱いが、私も聞いておりまして、な

かなかすつきりと胸に落ちないところがございます。こういうことかなと思うんですね。一たん告訴状を出したけれども、告訴をしたけれども、検察官が説得をして、それを取り下げさせた。それ

から保坂展人議員については、一たんは出して、

それを返されたけれども、何かコピーだけ置いていただきたい。ですから、商法全体のことを今いろいろ申し上げたわけで、ぜひそういう観点で御理

解を賜つて、新しい二十一世紀の日本の企業行動がどうあるべきかという観点での法体系の整備をぜひお願い申し上げたいというよう思つて次第でございます。

以上でございます。

○杉浦委員長 次に、日野市朗君。

○日野委員 私、商法についていろいろただした点はあまたあるのですが、何かここ数日、これはちょっと日本検察、警察の信用、信頼性というものを問われかねないのではないかと危惧することができましたので、ちょっとその点について時間をとつて、法務省の見解をただしておきたいというふうに思います。

事は、一つは保坂展人君の告訴事件です。それ

ともう一つは、何かミッチー、サッチャーという騒

ぎがございまして、熱女の争いという表現も何か

いま聞いたような感じはするわけであります。

が、私がこの問題についてとやかく言おうと思

いません、この熟女の争いについては、一言感想を

言え、よくまあいつまでも裏窓趣味みたいなこ

とを続けておるなという思いがあります。品性の

高い人はこういうことに余り首を突っ込まないも

のなのだがなうなふうにも思いますし、また、

テレビなんかのワイドショーもすとんと離々とや

ります。

○松尾政府委員 三点に分けてお答えいたします

が、第一点は、告訴、告発受理の場合の段取りと

基準といいますか、そんなものについて、一般論

として申し上げます。それから、個別の問題は、

これまで余り言及したことはないですが、浅香

光代さんの告発に係る件について二番目に申し上

げて、あと保坂議員の三番目にということにな

るわけです。

まず、検察庁への告訴、告発の問題でござりますが、告訴、告発と言えるためには、犯罪事実が特定しているかどうかというのがまず一つございます。それから、告訴、告発をなされた方の犯人の処罰を求める意思表示、そこらあたりがはつきりしているかどうかという点、大きく分けますとこういった二つがありますが、検察官の場合は、そのような要件を備えているか否かという点を、主にその二点について検討いたしまして、要件を備えている場合にはこれを受理するということになります。受理した後は、検察官において必要な捜査を遂げた上で適正に処分するということになります。

また、これも一般論として申し上げますと、告訴、告発状を持参された場合に、その記載内容、あるいはその持参された方あるいはその関係人の手持ちの証拠の有無、あるいはどの程度の証拠をお持ちかということ、あるいは今後の捜査の見通し等につきまして、検察官との間でさまでまな質疑応答がある場合が多いわけでございます。それを踏まえまして、その方におかれで最終的に告訴、告発を行うか否かを判断していただきたいということで、もう一度再考いただく期間を置くということもあるわけでございます。

一般的にはこんなことで御理解いただきたいと思います。

次に、浅香光代さんの告発の件でございますが、まず、今月の十二日に検察庁においてになつた際に、やはり、検察官との間でいろいろな質疑応答があつたという報告は受けております。その際に、説得して持つて帰つていただいたというのはちょっととどうも事実と違つようでございました。時効の問題等についても議論があつたようでございます。

その時効といいますのも、被告発人と目されておる方が外国に行つていて期間は時効が停止するというのが一般的な考え方としてあります。実は、この点もいろいろ議論が実際には分かれてい

るんです。

これも、テレビでいろいろ拝見していますと、いや、これは外国へ行つていて期間は無条件に時効しているかどうかという点、大きく分けますところな学説のことを余り御存じないのかなという感じがいたしますが、外国へ行つていて期間時効が停止するか否かというのは両説ございまして、短期間、数日外国へ行つていたとか、日本における住所、居所が明確である、例えば書類等の送達もできるというような状況の中では時効の停止はな

いんだというような法文の理解もまだあるところでございまして、短期間でありますと、それを時効に算入するのかしないのかという点は、積極、消極、両説あります。

そんなような議論がどうもあったようでございまして、告発をしてから二カ月半ないし三カ月弱で時効の期間が来ますということを申し上げた上で、告発人サイドで、弁護士さんもおられたようなことだと思います。そうしたいろいろな議論があつた上で、告発人サイドで、弁護士さんと御相談されたかなにしたか、とにかく、じゃもう一回考えてみますということで、浅香さん本人が一度そこの告発状を持ってお帰りになつたというのが実際のところの経緯のようでございます。

それで、その後十五日にもう一度いらっしゃいました。そのときも、例えば、結論として検察庁が不起訴にした場合にはどういうことになるのかというような論議もいろいろあつたようですが、たまたま松尾法務省刑事局長が特に前半お答えになつたところです。

ただ、若干つけ加えますと、ほとんどがそうではありません。その本音は、大変複雑な入り組んだ事案を、その一部を切り出して、犯罪事実として何とか警察動いてくれという事案がありまして、そうしたことについて若干の期間まだ考

えてみました。その間に、たまたま松尾法務省刑事局長が特に前半お答えになつたところです。

以上でございます。

○林(則)政府委員 警察における告訴の取り扱いについてお尋ねでございますが、たまたま松尾法務省刑事局長が特に前半お答えになつたところです。

ただ、サッチャー・ミッチーの争いとなるとわざと見まして、そこで語られたことがあつてもう一つだけ見ませんよ、そんなのは、

○日野委員 テレビというは非常に大きな影響力を持っておりまして、告訴、告発とはどういうものかというようなタイトルでテレビで放映し

たってだれも見ませんよ、そんなのは、

そういう意味で、先ほど松尾局長からもありましたように、やはり告訴を一たん受理するからには、非常に限られた捜査力を、先生の御指摘のように、國民が最後のよりどころとして捜査権の発動を求めてくる本当に唯一の窓口でありますから、これは一たん受理した以上は迅速に捜査をしなければいかぬ。そのためには、事前に、

そういう資料がどの程度そろつておるのか、本局の意図はどんなどころにあるのか、その他もろもろの点をやはりお伺いしなければいかぬ。その上で正式受理といいますか、そういうふうになるというのが実態でございます。

○日野委員 テレビというは非常に大きな影響力を持っておりまして、告訴、告発とはどういうものかというようなタイトルでテレビで放映しました。そのときも、たまたま松尾法務省刑事局長が特に前半お答えになつたところです。

ただ、サッチャー・ミッチーの争いとなるとわざと見まして、そこで語られたことがあつてもう一つだけ見ませんよ、そんなのは、

それで、検察庁にしても警察にしても、これは向こうが間違つてゐるんだがなと思ったら、ちゃんとその部分は解明しなければいかぬです。検察のOBなんかも出ていていろいろなことを言っておられるようであります。そうすると、検察は一体何やつてゐるんだ、警察は何やつてゐるんだという國民の声というものはますます強まるだろうと思います。もつとも、そういうことが常にあって、検察庁にしても警察にしても、そういうこと

そういう意図はないにしても、告訴を受理した以上はしっかり捜査を遂げなければいかぬわけでもつて申し上げてしまつたのですが、報道の中では受けていたということがあります。その際どうしても御協力が、いろいろな問題がある。

あるいは、一般に告訴の、今言いましたような

チー・ミッキー事件の方ですよ。それから、一般の人たちから非常に大きな反応があるので受理せざるを得なくなつたのではないかという、これは保坂さんの事件です。

こういうふうに、外からのいろいろな主張が警察や検察庁に向けられるることによって、そういうことによって受理をする。それから、これはおやめになつた方がいいんじゃないですかというような説得をする。こちらの違いが出てくるのだろうと私は思うし、私はそれはあつてもいいのだろうと思うのです。

ところで、今度問題になつてているのは、一万件とかなんとかいった電話があつたので、これは検察庁も受理せざるを得なくなつたのではないかとういうようなことも言われているわけですね。この点についてだけ、証明でもあつたらひとつ聞かせてください。

○松尾政府委員 一般論でござりますが、国会におけるこうした論議あるいはマスコミ報道等、これは検察庁におきましても注意を払つていては間違ひございません。

ただ、今回の件で言いますと、既に十九日の段階で、三度目といいますか、受理をしているのですが、一部でまだ預かりのよだな報道がなされて、さらにそれがおかしいというような議論があつたりしました。そんな経過の中で、検察庁に相当多數の抗議の電話、あるいはどうなつているのかという問い合わせの電話等があつたこともまた事実でございますし、相当程度法務省にもそうした電話が入つたということは間違ひございません。

そうした事実がございますが、今回の受理に至つた経緯は、先ほど申し上げたような一般論の範囲内で扱われておりまして、本来受理をしなかつたのが、そうした多数の声に押されて受理をしたという経過ではございません。それは、先ほど冒頭で御説明申し上げた経緯で御理解いただけます。

○日野委員 では、告訴、告発の件についてはこ

の程度にいたします。でありますから、松尾さん、それから林さん、お引き取りいたい結構でござります。

では、今度は商法の方に移させていただきま

す。

今度、商法の改正がありました。これは会社法の改正としてはかなり大きな改正になります。

ツールとしてという言葉をよく民事局長もお使いになつておられます。私も、ツールとしてこういうものがあつてもよかろうと思うのですが、実質上、経済に対する影響、経済に及ぼす影響とい

うものはかなり大きいものがあつて、これはもう刃の剣になり得るなという感じを私は実はいたしております。

それで、このような法律の改正を促すような経済的な事由というもの、それについて伺いたいと思います。きょうは通産省に、こういうことをやりたい、やつた方がいいというふうに思われるようないい経済的な事象といいますか、経済の流れといいますか、それについて説明してください。

○林説明員 お答え申し上げます。

一九八〇年代の中盤から後半以降、歐州あるいは米国におきまして、世界的な大競争時代を背景として、いわゆる選択と集中ということが起きました。電子、電機メーカーあるいは化粧品メーカーを中心とした企業は適切でないかも知れませんけれども、横並び的なデパート的生産方式ではなくて、自分の得意な分野を伸ばしていく、こういう形でござります。そういう中で、事業のポートフォリオの組みかえをいかに迅速かつ円滑にしていくかということが大切になるわけである程度に思つんですね。

企業経営の中における少数意見といふものは、私はあつた方が企業としては健全性が保てると思うんですね。これは、株主からそういう意見が出てくることもあります。それから、その労働組合、労働者の側から出でてくることもあります。そういうふうに思つてゐるんですが、これが一〇〇%の親会社であり子会社である、持株会社、そしてその業務執行の会社、こういう形態である必然性というのはあるのでしょうか。どうでしょう。まず、通産の方から。

〔委員長退席、山本(寺)委員長代理着席〕

○林説明員 お答え申し上げます。

企業経営の中における少数意見といふもの、それはまだこの商法の改正が実現していないのでは、株式の移転だと交換だとかということがあります。株式の移転だとか交換だとか株式の譲渡等が行われていった場合、この産業活力再生特別措置法案の持つメリットは受けられるというふうに解してよろしくござります。

○林説明員 お答え申し上げます。

先ほど申し上げました合併、事業の譲り受け、他の会社の株式の取得、会社の設立、こういった組織の変更が産業活力再生特別措置法上で言う中核的事業の強化に資するものであれば、それらを行う企業は支援措置を受けることができるということになつてござります。

○日野委員 それはよくわかるんですね。本当に、メガコンペティションなんという言葉がささ

りるということで、例えば招集通知の期間の短縮等々、機動的な運営を行つて得るという利点があるものだと考えております。

○日野委員 民事局長さん、いいです、当然同じ

やかれて、それぞれの企業が自分たちを強化していく、そして競争力を高めていく、こういう努力のとど考へております。

ただ、私考へるんですが、来年からですか、会計基準が今度変わりますね。それから、今度は連続決算ということになつちゃいますね。これは、親会社、子会社、これが一〇〇%の親会社、一〇〇%の子会社でなくたって、実際に支配を及ぼしているところは皆そななっちゃうわけですよ。そうすると、私は、一〇〇%という純粹な持株会社それから子会社というような形態、これの必然性は果たしてあるのかな、非常に圧倒的な株式を保有しておけば済むことではなかろうかというふうにも思つんですね。

そして、企業の経営というのは、よくアメリカのCEOなんかもてはやされて、そこでどんどんリストラをやって企業経営をやっていく、そして膨大な利益をCEOが受け取る、このような形がもてはやされているような風潮があります。私は、必ずしもそういうものではなかろうというふうに思つんですね。

ついでにと言つては恐縮ですが、通産省に伺つておきますが、産業活力再生特別措置法案、恐らくきょう閣議決定だつたろうと思ひますから、もうある程度のことはおっしゃつてもいいんだろう

ておきますが、これには、株式交換とか株式移転に伴う企業の動き、これは織り込んでありますか、ありませんか。

○林説明員 お答え申し上げます。

会社組織の変更ということで、合併、事業の譲り受け、他の会社の株式の取得、会社の設立等というものが書かれています。

○日野委員 そうすると、この間まで通産省の方では、まだこの商法の改正が実現していないのでは、株式の移転だと交換だとかということがあります。株式の移転だとか交換だとか株式の譲渡等が行われていった場合、この産業活力再生特別措置法案の持つメリットは受けられるというふうに解してよろしくござります。

○林説明員 お答え申し上げます。

先ほど申し上げました合併、事業の譲り受け、他の会社の株式の取得、会社の設立、こういった組織の変更が産業活力再生特別措置法上で言う中核的事業の強化に資するものであれば、それらを行う企業は支援措置を受けることができるということになつてござります。

したがいまして、株式交換あるいは株式移転に

よる企業組織の変更についても、これは具体的なケースに応じますけれども、今申し上げましたような中核的事業の強化に資するものであれば支援対象になるものと理解をしております。

○日野委員 この点については、後は商工委員会でこの法案を審議することになるのであります。が、今の答弁と変わらないようにしてください。

それで、完全親子会社ということになると、株式移転にせよ交換にせよ、完全子会社の方は完全に親会社の指示に従うということになっちゃうわけですね。それは、親会社の方が役員やなんかを子会社の方に派遣をして、そして事業の執行は子会社の方で行っていく、そういう形になりますね、いかがでしょう、細川さん。

○細川政府委員 完全親会社の場合には、親会社は株主として取締役等を選任する権限があるわけですから、選任については当然だ、そのようになりますが、他方、すべての面において親会社の指示に従うというような経営をしていては、これは子会社にする意味がないわけになりますから、具体的な経営判断につきましては、多くの場合には、その子会社自身の判断で行うということが原則になろうかと思います。大きな企業戦略については持ち株会社の統一方針に従いながら、具体的な日々の営業活動等につきましては子会社みずから判断で行うということが一般的になるのではないかと予測しております。

○日野委員 現在の会社の形を考えてみまして、本社があって、事業部があつて、支社があり、支店があり、こういう形をとっているんですが、そういうものと本質的には変わらないことになつていくのではないか、こう私は思つんですね。

そこで、ちょっとお伺いしたいのですが、子会社の方が不法行為、例えば公害を垂れ流すというようなことでもいいでしようし、それから、欠陥車をつくる、欠陥商品をつくる、そしてそれが問題になるという場合であつてもいいでしよう。そ

れから、いろいろな債務についても、不履行の責任が問われる場合が出てくるであります。このような場合、うちは子会社でございます、法人は別なんでございます、親会社とは別の法人でござりますからその責任は負いませんよというよう

なことが起きたら、これは問題だと思うんで

及されなければならないと私は思います、どう

でしようか。

○細川政府委員 現行法のもとにおきましても、御指摘のような問題が生じた場合、つまり、親会社の判断が違法なものであって、その結果第三者に損害が生じたという場合には、例えば民法七百九条の不法行為責任あるいは法人の不法行為責任、あるいは商法一百六十六条规定の取締役の第三者に対する責任の規定等によって、子会社の関係者が親会社または親会社の取締役等に損害賠償を請求することが可能だと思いますし、また、法人格が形骸化しているような場合には、いわゆる法人格否認の法理を使える場合があるかどうかとも思つてゐるわけでございます。

○細川政府委員 まず、完全親子会社の関係であります。親会社と子会社は法律上別人格、別法人でございますから、一方が他方の債務の責任を負わないというのは、これは法律上の原則でございます。したがいまして、これを乗り越えるた

めには、先ほど申し上げましたように、具体的な違法行為について共同の加功があったというような要件が必要になってくるだらうと思ってるわけでございます。

○細川政府委員 お答え申し上げます。

この制度を使いたいということで、既に正式に発表している企業が二つございます。一つはソニーでございます。ソニーは、上場子会社三社を

二〇〇%子会社化することによって親会社との協力関係を深めたい、こういう趣旨だと思います。それから、もう一社はエス・アール・エルという東証

二部の臨床検査の受託事業の最大手でございますが、この会社が住友金属バイオサイエンスを一〇〇%子会社化したいということで発表しております。

○林説明員 お答え申し上げます。

この制度を使いたいということで、既に正式に発表している企業が二つございます。一つはソニ

ーでございます。ソニーは、上場子会社三社を

二〇〇%子会社化することによって親会社との協力関係を深めたい、こういう趣旨だと思います。

それでは、通産省にお聞きしますが、今どんな企業がこれを使いたいと言つていますか。そういう二つはどの程度あるものですか。

○林説明員 お答え申し上げます。

この制度を使いたいということで、既に正式に発表している企業が二つございます。一つはソニ

ーでございます。ソニーは、上場子会社三社を二〇〇%子会社化することによって親会社との協力関係を深めたい、こういう趣旨だと思います。それから、もう一社はエス・アール・エルという東証二部の臨床検査の受託事業の最大手でございますが、この会社が住友金属バイオサイエンスを一〇〇%子会社化したいということで発表しております。

○林説明員 お答え申し上げます。

この制度を使いたいということで、既に正式に発表している企業が二つございます。一つはソニーでございます。ソニーは、上場子会社三社を二〇〇%子会社化することによって親会社との協力関係を深めたい、こういう趣旨だと思います。

それから、もう一社はエス・アール・エルという東証二部の臨床検査の受託事業の最大手でございますが、この会社が住友金属バイオサイエンスを一〇〇%子会社化したいということで発表しております。

○林説明員 お答え申し上げます。

この制度を使いたいということで、既に正式に発表している企業が二つございます。一つはソニーでございます。ソニーは、上場子会社三社を二〇〇%子会社化することによって親会社との協力関係を深めたい、こういう趣旨だと思います。

それから、もう一社はエス・アール・エルという東証二部の臨床検査の受託事業の最大手でございますが、この会社が住友金属バイオサイエンスを一〇〇%子会社化したいということで発表しております。

○日野委員 私は、この制度は中小も使える、そして特にベンチャーエンターテイメントなんかにはかなり有効な

MアンドAに当たってこの制度を利用できないかもしれませんけれども、何社かが持ち株会社化あるいはMアンドAに当たってこの制度を利用できないか

ということは検討をしていると承知しております。

○日野委員 私は、この制度は中小も使える、そして特にベンチャーエンターテイメントなんかにはかなり有効なツールになるんじゃないかなというような感じを

持つてているんですけど、通産省としても、そういうベンチャーエンターテイメントなんかにも、こういうものがありますよ、そしてこういうものを使うと得ですよ

といふようないろいろアドバイスをしたらいいんじゃないかなと思うんですが、どうですか。

○林説明員 私どもとしても、この制度を大企業のみならず中小企業、なかなかベンチャーエンターテイメントなどに

本で登記をしてある外国の資本、外国の企業で

あつてもこれは使えるツールになるわけでありますね。私がちょっとと気になるのは、特に銀行とか証券だと保険とか、そういういわゆる金融資本と言われるもの、これについては、これがこのツールを使って日本の企業を支配していく、ということは、日本の金融資本がどんどん外國に流出をするという事態も考えられまして、私はこの点について若干の危惧を持っておりますが、通産省としてはお考えはいかがでしよう。

○林説明員

お答え申し上げます。

金融そのものについては、私は御答弁申し上げる立場ではございませんけれども、翻つて、一九八〇年代初めから今までの流れの中で、対米あるいは対ヨーロッパ貿易摩擦というものが問題になつてしまひました。その流れの中で、私どもは、日本は対外投資は多いけれども対内直投が非常に少ない、一対十幾つだと一対三十幾つだということで、どうやって外國資本に日本に投資をしてもらおうかというのを一生懸命やってまいりました。そういう意味では、外資が日本に入つてくるというのは、雇用の面、あるいは一部救済型のものもございますが、そういったものも含めまして、日本経渋に活性化をもたらすもので、基本としてはポジティブに考えたいと思っております。

○日野委員 今度はまた法務省伺いますが、株

式の移転、これは株式会社の設立の一つの新しい方法とも言えるだろうと思うのですね。それで、はつきり言って、株式の移転というのは、これは言つなれば現物出資でございますね。そこで、今まで現物出資というのは、裁判所の厳重な、検査役を選んで、そして検査役の検査によって、その資本を危うくしないかどうかということはきちんと調べていたわけだ。今度はそういう担保が果たしてあるのかなというふうに思います。

そこで、裁判所に伺いたいのですが、今まで、現物出資なんかをするときの出資財産の評価、これはどんなふうにして行つてはいたのか。簡単にひとつ。

○千葉最高裁判所長官代理者 現物出資をするときの財産の評価、これは検査役を選任してということが商法に規定してござります。

○日野委員 や、検査役を選任してはわかるの

ですが、具体的に検査役はどんなふうにやつていただかということを知りたいわけですね。というのは、今度は三ヵ月ぐらいで、なにそんな検査は丈夫だ、こう言つている人もいるわけですね。特に株の評価なんというのは簡単にできるよと言わんばかりの、通産サイドではそういうふうに言つてゐるのです。私は、ここのことには余り手輕に扱つてはいかぬのだな、こう思つてゐるのですが、いかがでしよう。

○千葉最高裁判所長官代理者 現物出資というのは、つまり株価の算定の問題にならうかと思いまして、裁判所としてどういうやり方をしてるかという御質問です。この株価の算定の点につきまして、裁判所としてどういうやり方をしているかという御質問であります。裁判所がやつてていることなんですが、これでやはりこの株式の移転それから株式の交換についても対応していくこというお考えですか。

○細川政府委員 御指摘のとおり、現物の出資の場合には裁判所が選任した検査役がその検査をするといふことになつてゐるわけでございます。それで、必要な資料を提出させて、迅速に処理をする。ほとんどが和解でといいますか、当事者の合意でこの株価が決まることが多いようございます。裁判所が案を出したものを、当事者がそれでいいということで処理をする。

裁判所の方といたしましては、その場合に、株価の算定基準につきましてはいろいろな、会社の資産状況、収益力、それから配当額等々、諸事情を考慮して決めるということでございますが、この理由でございますが、まず、株式移転は合併と同様の対応をしてるわけでございまして、検査役の調査は特に必要ないということになつております。

その理由でございますが、まず、株式移転は合併と同様の組織的な行為であつて、現物出資等これに対する新株の発行ではないということになつております。それから一番目として、合併におきましては、新設会社が消滅会社から承継する財産の額を基準に新設会社の資本の限度額を規制するという方法がとられておりますので、株式移転におきましても、株式移転の日において完全子会社となる会社に現存する純資産額が完全子会社となる会社の価値を表章するものとして完全親会社に移転することから、これを基準に資本の限度額を規制することとしておりまして、この規制を設けることによって、合併の場合と同様に資本充実の原則は達成することができますと、

この支配株主は、会社を解体して残余財産を分配することもできますし、会社を存続させて資本の増強を図るということもできますので、収益還元方式とかあるいは純資産方式の妥当性が高まる。

これらはそれぞれの事案によりけりでございまして、いろいろな評価基準を使い分けているというものが実情でござります。検査役が行う評価というのも、これと同じようなやり方をしているのではないかというふうに思つております。

○日野委員 どうも時間もだんだんなくなつてしまつたわけですが、どうでしょう、法務省の方として、今お聞きになつたような評価を株式の価格についても、それから一般の財産についても裁判所がやつてているということなんですが、これでやはりこの株式の移転それから株式の交換についても対応していくこというお考えですか。

○細川政府委員 御指摘のとおり、現物の出資の場合には裁判所が選任した検査役がその検査をするといふことになつてゐるわけでございます。それで、必要な資料を提出させて、迅速に処理をする。ほとんどが和解でといいますか、当事者の合意でこの株価が決まることが多いようございます。裁判所が案を出したものを、当事者がそれでいいということで処理をする。

裁判所の方といたしましては、その場合に、株価の算定基準につきましてはいろいろな、会社の資産状況、収益力、それから配当額等々、諸事情を考慮して決めるということでございますが、この理由でございますが、まず、株式移転は合併と同様の組織的な行為であつて、現物出資等これに対する新株の発行ではないということになつております。それから一番目として、合併におきましては、新設会社が消滅会社から承継する財産の額を基準に新設会社の資本の限度額を規制するという方法がとられておりますので、株式移転におきましても、株式移転の日において完全子会社となる会社に現存する純資産額が完全子会社となる会社の価値を表章するものとして完全親会社に移転することから、これを基準に資本の限度額を規制することとしておりまして、この規制を設けることによって、合併の場合と同様に資本充実の原則は達成することができますと、

考えているところでござります。

〔山本(幸)委員長代理退席、委員長着席〕

○日野委員 時間が来てしまいましたので、これ以上の質問は控えざるを得ないわけですが、交換をする場合の株式の買い取り請求についても、それから株式の移転をするとしても、その価格をどうするかということは大問題になつてしまりますので、どうもきちんとしたそちらの評価をやってもらわないと困るというふうに思つております。そのところは私の方から注文をしておいて、私の質問を終ります。

○杉浦委員長

次に、枝野幸男君。

○枝野委員 私は、ちょっと法案とは離れたところから御質問をさせていただきたいと思っておりますが、ことしの四月二十三日の週刊フライデー

に、「これが警視庁『裏ガネ作り』の手口だ!」といふ記事が掲載をされまして、以来九回にわたって連続して、警察の中でも裏金づくりがなされているではないかというような報道がなされております。万が一事実であるとすれば、背任、横領あるいは文書偽造等に該当するような重大な案件であります。

私は、四月二十八日にこの件について質問主意書を提出いたしまして、五月二十一日付で回答をいただいておりますが、この回答には質問にきちんとお答えをいただいていない側面が多くあると書いています。

私は、四月二十八日にこの件について質問主意書を提出いたしまして、五月二十一日付で回答をいただいておりますが、この回答には質問にきちんとお答えをいただいていない側面が多くあると書いています。

まず、私は、第一回目といたしまして、この週刊フライデー四月二十三日号の八ページ掲載の国費会計課監査室長は、当該書類と写真を照合したところ、同一のものではない旨回答しているが、内閣の見解はどうかというお尋ねを質問主意書の一問としてお尋ねをいたしましたら、回答は、警

察廳長官房会計課監査室長は云々かんぬんの旨

説明したものと承知しているというお答えがありました。

これは、私の問い合わせが、旨回答しているが、内閣は承知をしているかというお尋ねであれば、こういう回答で質問に答えてることになると思つてますので、内閣としては、「この回答のとおりの同じ見解であるとお答えをいただくのか、そうではないという見解であるのか」ということをお答えいただかなければならぬわけあります、これはそもそもこの答えを内閣の見解としても私の問い合わせの中に示しました回答のとおりであるというふうな回答をなされたということなのか、それとも答弁漏れであるのか、どちらでありますか。

○野田(健)政府委員 質問主意書の中に、警察庁長官官房会計課監査室長の答えとして「当該書類と写真を照合したところ、同一のものではない。」という記述があります。

それで、これに対する当時の警察庁長官官房会計課監査室長は、御指摘の写真を含むフライデーと写真を照合したところ、同一のものではない。」という記述があります。

そこで、これに対する当時の警察庁長官官房会計課監査室長は、御指摘の写真を含むフライデーと写真を照合したところ、同一のものではない。」という記述があります。

金出納簿及び検査費証拠書類とされるものの写真の全体について、その映像は、警視庁が保管している真正な書類に類似しているが、あくまで写真の映像であり、真正な書類の映像であるか否かは確認できない、そして、当該映像には、真正な書類と内容が一致しない部分が存在するということを答弁したということです。

○枝野委員 日本語がわからないな。
では、改めてこう聞きます。

○野田(健)政府委員 このフライデーの四月二十三日号八ページ掲載の書類の写真は、警視庁内保管の当該書類の写真であるかどうか。内閣としての見解をお答えください。

○杉浦委員長 速記をとめてください。
〔速記中止〕

○杉浦委員長 速記を起としてください。
暫時休憩いたします。

午後二時五十九分開議

○野田(健)政府委員 フライデーで掲載されている写真を見ますと、その映像は、警視庁が保管している真正な書類に類似しているということはござります。ただし、あくまで写真の映像であつて、真正な書類の映像であるかどうか確認できな

いということです。また、この映像に写っている書類は、真正な書類と内容が一致しない部分があるということです。

午後二時五十六分休憩

○杉浦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事会協議の結果、本日は、これにて散会いたします。

午後四時散会

す。

○枝野委員 日本語がわかりにくいのですけれども、その答弁の旨以上のところは、監査室長が回答をした中身であるということまではわかつています。それと同時に、それは監査室長個人の見解ではなくて、その回答の方の旨より上に書いてある部分、旨としてまとめられている部分というのではなくて、その回答の方の旨より上に書いてある部分、旨としてまとめられている部分といつては差し控えさせたいと思います。

○野田(健)政府委員 ここに書いてあります書類

といいますのは、捜査活動をいろいろな意味で経費の関係から説明したものということになります。したがって、具体的にここはこうだということを説明することについては差し控えさせていた

範囲で、できる限り具体的に答えてください。

○野田(健)政府委員 ここに書いてあります書類

といいますのは、捜査活動をいろいろな意味で経費の関係から説明したものということになります。したがって、具体的にここはこうだということを説明することについては差し控えさせていた

範囲で、できる限り具体的に答えてください。

○野田(健)政府委員 どうして差し控えなければならないのですか。私は、全部細かく公開しなさいと言つたのです。

○野田(健)政府委員 どうして差し控えなければならないのですか。私は、全部細かく公開しなさいと言つたのです。